

質 疑 回 答 書

工事(委託)件名 : 小中義務教育学校教職員用コンピュータ機器一式賃貸借(長期継続契約)

No.	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 8 (18) 「本契約の期間満了後、機器の返却に要する費用は賃貸人が負担することとし、返却する機器は、PC本体及びACアダプタのみとし、その他付属品等は返却不要とすること。なお、機器の返却時、機器のデータ消去は賃貸人が行うこととし、作業完了後、データ消去が完了したことを証する書類を提出すること。」とありますが、返却する機器は貴市等のご負担にて一か所にまとめていただき、データ消去の実施は賃貸人が機器を引き揚げた後でよろしいでしょうか。 また、データ消去の方法はソフトを用いた消去方法とさせていただきますたいのですが、よろしいでしょうか。	データ消去は、ソフトを用いた方法も可とします。 ただし、データ消去の実施場所は、仕様書 5に記載のとおり、機器回収時には納入場所から機器が移動している場合があるため、学校教育課が機器を1か所にまとめ、指定する場所で行うものとします。
2		
3		
4		
5		